

# 令和6年度環境保全型農業直接支払交付金（環境直払）について

※ 内容について、令和6年1月時点の情報をもとに作成しています。

## 1. 制度について

地域でまとまりをもって実施する、「地球温暖化防止」、「生物多様性保全」に効果の高い営農活動に対して、追加的コスト(掛かり増し経費)を交付金により支援する制度です。 ※裏面に対象取組一覧を掲載しています。

支援の要件

- **市内の農業振興地域内の農地**における対象取組（裏面）の実施  
※市街化区域（農振除外地・都市計画税対象農地等）での取組みは対象外
- **特別栽培農産物認証を取得**していること  
※有機農業の場合は不要
- 主作物について、**販売することを目的に生産**を行っていること
- 環境直払に取り組む**農業者2戸以上の申請団体に所属**していること
- 「**みどりのチェックシート**」の取組を実施していること

## 2. 確認事項



### ■ 提出時期について

取組書類の提出時期を11月下旬としているため、取組者は取組を行い次第、速やかに所属団体に提出していただくようお願いします。

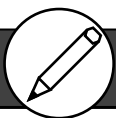
### ■ 「堆肥の施用」の散布期限について

令和6年度申請は堆肥の散布期限が令和7年1月末のため、令和7年2～3月の散布については次年度の申請対象になります。

### ■ 交付金額について

本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがありますので、承諾できる方のみ申請してください。

## 3. 申請方法



①：記入例を参考に、**営農計画書に取組番号（1～26）を記入**してください。

②：取組番号を記入した**営農計画書のコピーを令和6年2月22日（木）まで所属の申請団体へ提出**してください。

※令和6年度より新規団体を組織して申請する場合も同様に、令和6年2月22日（木）までに裏面問合せ先までご連絡ください。

<記入例>

計画積	記 載 欄	航空防除	集落営農担い手集積	転作物物の出荷先	環境保全直払
	水稻品種名 転作物物名		集 落 担い手	自家用 JA出荷 JA以外の出荷先	2
	はえぬき		集 落 担い手	自家用 JA出荷 JA以外の出荷先	
	飼料用米 ふくひびき		集 落 担い手	自家用 JA出荷 JA以外の出荷先	8
	つや姫		集 落 担い手	自家用 JA出荷 JA以外の出荷先	

# ＜ 対象取組一覧 ＞

取組番号	対象取組	交付単価 (円/10a)	取組内容
	<b>堆肥の施用</b>		<p>○ 炭素貯留効果の高い堆肥を作物の栽培期間の前後いずれかに施用する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成分が証明された、C/N比10以上の堆肥であること。</li> <li>・ 原材料中の鶏糞の割合が5割以上の堆肥は対象外。</li> </ul>
1	現物窒素含有率 0.8%未満の堆肥	4,400	水 稲 : 800 kg/10a 以上の施用 水稲以外 : 1,200 kg/10a 以上の施用
2	現物窒素含有率 0.8%以上の堆肥	2,200	水 稲 : 400 kg/10a 以上の施用
7	IPM・畦畔除草(高刈)・秋耕	3,400	<p>○ 水稲IPM(総合的病害虫雑草管理)実践指標21項目以上の実践、水稲生育期間中(定植前を含む)に草刈機械等による5cm程度の高刈畦畔除草を3回以上実施(除草剤使用不可)等を組み合わせた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲わら腐熟促進資材について、<u>石灰窒素を10kg以上/10a以上(上限20kg)散布することが要件。</u></li> <li>・ 同時に「多面的機能支払」から畦畔除草の交付金を受けることはできません。</li> </ul>
23	IPM・畦畔除草(高刈)・稲わら腐熟促進資材	4,400	
24	秋耕	800	○ 水稲収穫直後の秋耕を実施する取組(耕深5cmの耕耘)
	<b>有機農業</b>		<p>○ 有機JAS認定の水準に合致する化学肥料・農薬を使用しない取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。</li> <li>・ 播種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと。</li> <li>・ 有機JAS認定を取得していない場合は、JAS認定と同程度の資材証明、現地確認等が必要。</li> <li>・ 山菜・永年性飼料作物は対象外。</li> </ul> <p><b>加算取組について</b></p> <p>①「炭素貯留の高い取組」をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆肥の施用又は緑肥の取組(カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培)を同一要件で実施すること。</li> <li>・ 堆肥の施用を選択する場合は、現物窒素含有率に関わらず、800kg/10a以上の施用が要件。</li> </ul> <p>②「取組拡大加算」をする場合(有機農業初年度のみ対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対する指導・助言・相談対応の活動により4000円/10aが加算されます。</u></li> <li>・ <u>指導を行う農業者と受ける農業者の双方が有機農業取組を実施することが必須です。</u></li> </ul>
8	水稲・畑作物(野菜、大豆等)・果樹	12,000	
22	＋①炭素貯留の高い取組	14,000	
25	＋②取組拡大加算 ※有機1年目のみ対象	16,000	
26	＋①②両方実施	18,000	
9	雑穀類(そば等)飼料作物	3,000	
10	炭の投入	5,000	<p>○ 主作物の栽培期間の前後いずれかに炭を施用する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植物を炭化して製造した購入炭のみが対象で、50 kg/10aまたは、500 ℓ/10a 以上投入することが要件。</li> </ul>

↑ 取組番号を営農計画書の「環境保全直払」欄に記入し、所属団体へ申請してください。

※過去の実績に基づき、主要な取組一覧を記載しています。上記取組以外を希望される場合は、2月中旬まで以下の問合せ先にご連絡ください。  
 なお、制度内容の詳細につきましては、農林水産省のホームページをご確認ください。  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyokakyou\\_chokubarai/mainp.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyokakyou_chokubarai/mainp.html)

## ＜問合せ先＞

■ 鶴岡市役所農政課	■ 難波	TEL : 35-1295	■ 藤島庁舎産業建設課	工藤	TEL : 64-5809
■ 羽黒庁舎産業建設課	■ 高橋	TEL : 62-2527	■ 櫛引庁舎産業建設課	長南	TEL : 57-2114
■ 朝日庁舎産業建設課	■ 小野寺	TEL : 53-2117	■ 温海庁舎産業建設課	奥井	TEL : 43-4616

## 【環境直払】 主な取組の保管書類と注意点について(確定)

- 保管書類により、取組の実施を確認します。
- 取組みの確認ができない場合、交付金を交付できませんのでご注意ください。
- 令和6年度の事業内容に現時点で変更点は示されておりません。
- JA鶴岡から申請実績のある取組について記載しています。それ以外の取組について詳細が知りたい方は農政課までお問い合わせください。

### 各取組共通

#### 保管書類

- 特別栽培認証、認証ほ場一覧  
「有機農業」の取組の場合は不要
- 各取組の生産記録
- 出荷販売伝票  
申請作物の合計面積が10a未満の場合に必要
- みどりのチェックシート証拠書類
  - ・全項目に☑済のみどりのチェックシートの提出
  - ・研修会の参加及び受講証の提出

次の3項目の記録

- 農薬の使用状況等の記録を保存  
※農薬の使用日、場所、種類、量、使用した農産物等を記録（特裁の生産記録でも可）
- 肥料の使用状況等の記録を保存  
※肥料の施用日、場所、種類、量、施用方法、作業者等を記録（特裁の生産記録でも可）
- 電気・燃料の使用記録を保存  
※電気、ガソリン、灯油、混合油等の使用量等を保管（申告の写しでも可）

#### 写真の注意点



- 撮り忘れにご注意ください！
- サイズは9cm×7cm程度とします。  
（A4用紙への貼付けは6枚まで）
- 鮮明な写真であること  
（焦点がぼやけているものや、白黒写真は不可となります。）
- ほ場ごとに整理できるように撮影、保管ください。

※対象ほ場1筆ごとの写真が必要です

## 堆肥の施用（取組番号1・2）

【年度またぎ可】

#### 保管書類

- 堆肥の入手にかかる証明（購入証明）  
自給堆肥は「製造証明」と「製造状況写真」
- 堆肥の散布にかかる証明（散布証明）  
自己散布は「散布作業記録」と「散布状況写真」
- 土壌診断書
- 堆肥成分証明
- 施肥管理計画  
施肥量が県基準値を上回った場合に必要

#### 注意点

- 堆肥成分により、施用量、交付単価が異なります。また、交付対象とならない堆肥もありますので、特に「新規の堆肥」で取り組みされる場合は、成分分析結果を所属団体に提出し、交付対象となるかをご確認ください。
- 散布証明は、ほ場ごとの散布量が確認できるものをご準備ください。
- 散布期限が1月末のため、2～3月の散布については次年度の申請対象になります。
- C/N比10以上の堆肥（鶏ふん等を主原料とするものは除く）であって腐熟したものを使用する事。  
※「汚泥肥料」も使用可能となっています。  
（鶴岡コンポストも対象）

# IPM・畦畔除草（高刈） + 秋耕 or 稲わら腐熟促進資材（取組番号7・23）

## 保管書類

### ○ 山形県IPM実践指標

21項目以上を実践

### ○ 水稻育成期間中の畦畔除草（高刈）の写真

作業完了後の状況 ※3回分全て必要

### ○ 作業日誌

### ○ 確認書

多面的機能支払から畦畔除草（高刈）の交付金を受けないことの確認

## 秋耕を行う場合（選択要件）

### ○ 秋耕の写真

作業完了後の状況

## 稲わら腐熟促進資材を施用する場合（選択要件）

### ○ 稲わら腐熟促進資材の購入伝票

購入量が確認できるもの

### ○ 稲わら腐熟促進資材の散布状況の写真

散布機械・資材等が写るように撮影

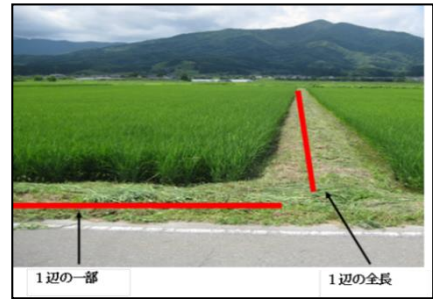
### ○ 稲わら腐熟促進資材のカタログ

石灰窒素の含有率が記載されているもの

## 注意点

- 畦畔除草（高刈）、秋耕、稲わら腐熟促進資材散布写真は、**同一ほ場であることが確認できるような背景を入れ、全て同じ位置・方向から撮影**してください。
- 写真の撮り忘れ、撮り遅れにより畦畔除草（高刈）状況が確認できないものや、水稻生育期間外の畦畔除草（高刈）は交付対象外です。
- 畦畔除草（高刈）は地表が見えない程度（地表から5cm程度）の除草が要件です。
- 秋耕は畦畔周りを含め、全面耕起が要件です。
- 稲わら腐熟促進資材は稲刈り後**10月末までに散布し、石灰窒素が107ール当たり10kg以上20kg以下となる量の施用が要件**です。

＜畦畔除草写真の優良事例（撮影方法）＞



注  
写真  
は  
従  
来  
の  
除  
草  
写  
真  
で  
す  
。実  
際  
に  
は、地  
表  
が  
見  
え  
な  
い  
程  
度  
（5  
cm  
程  
度）の  
除  
草  
を  
行  
っ  
た  
と。  
◎

※除草状況が確認でき、背景では場も特定できる◎

## 秋耕（取組番号24）

## 保管書類

### ○ 作業日誌

### ○ 秋耕の写真

作業完了後の状況

## 注意点

- 秋耕のみに取り組む場合は、①次期作が必ず水稻であること、②湛水の4か月以上に前実施することが要件となります。

＜秋耕写真の優良事例＞



※畦畔周りの秋耕状況が確認でき、背景では場も特定できる◎

## 炭の投入（取組番号10）

【年度またぎ可】

## 保管書類

### ○ 炭投入後の状況写真

### ○ 炭投入作業中の写真（代表1ほ場のみ）

### ○ 炭購入の領収書

購入量（ℓまたはkg）の記載があるもの

### ○ 資材証明、または資材原料表示の写し

植物を炭化して製造した物のみが対象

### ○ 炭の投入作業記録

### ○ 炭の全量写真

資材販売店のレシート等で購入量が確認できる場合は不要

## 注意点

- 炭を個人売買により購入した場合は、購入量の証明のため「全量写真」を撮影してください。

＜全量写真の優良事例＞



※トラックと一緒に撮影していることにより、全量が確認しやすい◎